

訴 状

原告の表示 別紙原告目録(一)記載の通り
 原告代理人の表示 別紙原告代理人目録記載の通り
 被告 国
 右代表者法務大臣 前 田 敷 男

公式陳謝等請求事件

訴訟物の価格 金
 貼用印紙額 金
 円 円

但し、訴訟救助申立中につき貼付せず

請求の趣旨

一 被告は、原告目録(一)記載の各原告に対しそれぞれ金 万円、同(二)記載の各原告に対しそれぞれ金 万円を支払え。

二 被告は、浮島丸の沈没により、原告等を含む多数の朝鮮人は多大の犠牲を被せたとを公式に陳謝せよ。

三 訴訟費用は被告の負担とする。

訴訟の事實及び請求の原因

第一 訴訟に至る経過

一 日帝の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員

1 韓国併合と植民地支配

韓国併合

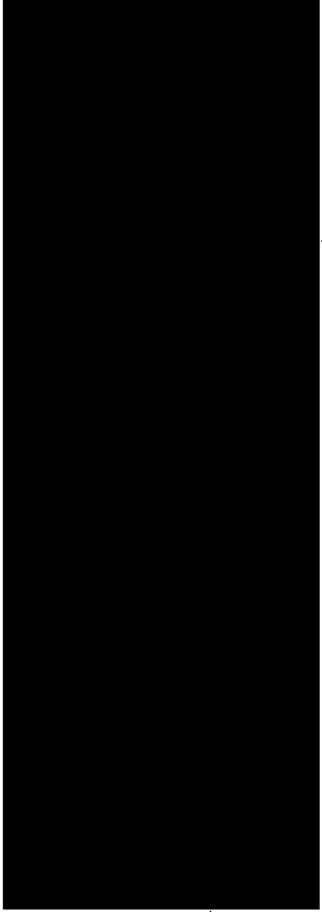
明治政府はその成立当時から朝鮮の植民地化を国家的目標としてきたが、一八七五年の江華島事件以来、朝鮮領内の数千歩を続け、日清、日露の両戦争を経て朝鮮における支配的位置を確立し、一九〇五年、日本軍が朝鮮王室を包囲するなかで、伊藤博文が大韓帝國政府の大臣等に強要して、朝鮮保護条約を調印させた。この条約により、韓国は外交権を奪われ、外交を監督するとの名目で日本が

以下が次訴訟を全く同一

(82)

(81)

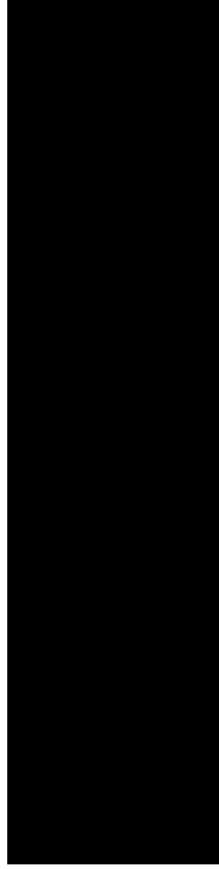
(80)



原告目錄

(79)

(78)



原告目錄